

## 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書

民主党中心の新政権の発足により、国政の骨格となる予算及び政策などの見直し作業が進められている。

前政権下において、我が国が直面している未曾有の経済危機を克服するために、平成 21 年度予算及び同年度第 1 次補正予算が可決、成立している。総額で 14 兆円を超えるこの補正予算には、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、経済対策関連の自治体に交付される 15 の基金などの創設等が計上されており、各地方自治体は、当該基金などの活用を前提に、経済危機対策に資する事業を計画し、補正予算の議決と事業の執行を目指して、準備を行っている。

新政権によって、前述の経済危機対策事業についての予算執行が見直されることになれば、本市を含め、既に、関係事業を執行中、あるいは執行準備が完了し、当該事業の広報・周知が済んでいる地方自治体にとって、地域住民との信頼関係の崩壊など、まことに憂慮すべき事態の発生が懸念される。

万一、関係事業を中止せざるを得ない事態になれば、地方自治の混乱を招くだけでなく、地域雇用情勢にも深刻な打撃を与え、経済対策の効果によって、景気底入れから成長に転じる兆しの出してきた日本経済に悪影響を及ぼす恐れがある。

よって、上記の状況を考慮し、国においては、政策の見直し、税制の改革、制度の変更に当たり、平成 21 年度予算及び同年度第 1 次補正予算によって、地方自治体の進めてきた施策や事業について、財源問題により執行に支障を生じさせないよう取り組まれることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成21年 9 月24日

沼 津 市 議 会